

## ◆ クーラー・ヒーター導入助成

環境対策事業の一環として、アイドリングストップ促進の為、蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置・外部電源式冷房装置・エアヒーター・温水ヒーターの導入費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、H30.2.1～H31.1.31の間に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの  
なお、30年1月31日以前の導入でも、30年2月1日以降に支払ったもの又はリース契約を締結したものは助成対象になります。

### ※機器の指定はありません

【申請期間】 H30. 6. 1 ~ H31. 1. 31 (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】 {装置単価(取付費用を除く) - (国+その他の補助金)} × 1/3  
(消費税抜き・千円未満切捨て)

【申請書類】 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④領収書(写)又は振込通知書(写)又は割賦販売契約書(写)又はリース契約書(写)
- ⑤商品の概要等がかかるもの(パンフレット等)

③はメーカー、型式、装置単価、台数がわかるもの

### 【上限】

1台につき6万円  
但し、それぞれ1社につき保有台数  
(被牽引車を除く)まで

一般社団法人 三重県トラック協会  
会長 小林 俊二 殿

住 所  
事業者名  
代表者名

印

## 『クーラー・ヒーター導入助成申請書』

クーラー・ヒーター導入促進助成事業について、貴協会の助成を受けたく下記のとおり報告・助成金交付申請いたします。

1. 助成金額： \_\_\_\_\_ 円 （千円未満切り捨て）  
 {装置単価(取付費用除く)-(国+他の助成金)} × 1/3  
 1台につき6万円(上限)

### 2. 助成金申請における確認事項 **【必ず確認の上 してください】**

I. <input type="checkbox"/> 当社は社会保険等に加入しています 健康保険証の事業所記号 [ _____ ] ←記入して下さい <input type="checkbox"/> 当社は社会保険非適用事業所であることに間違いありません(従業員5人未満)
II. <input type="checkbox"/> 直近までの会費の納入が完了しています
III. <input type="checkbox"/> 起算日から3ヶ月以内の申請です(2~5月分は8月末まで申請可)
IV. <input type="checkbox"/> 内訳書記載の機器導入に対して国の補助金交付申請を行わない(行っていない) *国の助成金申請を行う場合は内訳書『他機関からの助成金』に金額を記入してください

### 3. 助成金の振込先

振込先金融機関名	<input type="checkbox"/> 座名義 (フリガナ)	<input type="checkbox"/> 座番号
_____		普通・当座
支店		No. _____

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

### 4. 添付書類

- ①内訳書(別紙)
- ②請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)  
\*メーカー、型式、装置単価、台数がわかるもの
- ③領収書(写)又は振込通知書(写)又は割賦契約書(写)又はリース契約書(写)  
\*領収書又は振込通知書と②の請求金額は一致していること
- ④商品の概要等がわかるもの(パンフレット等)

(別 紙)

# クーラー・ヒーター導入内訳書

【会社名】

	【クーラー】	【ヒータ】
【メーカー名】		
【型式】		

番号	支店・営業所名	種類 【いずれかに○】	車両番号	装着年月日	装置単価 【税・取付費用抜き】	他機関からの助成金 【該当する場合のみ記入】	助成金額 【千円未満切捨て】
1		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
2		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
3		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
4		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
5		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
6		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
7		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
8		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
9		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
10		クーラー・ヒーター		年 月 日	円	円	円
合計金額							円

※10台以上導入する場合は本紙をコピーして記入してください。

### 【注意事項】

- 三重県内の営業所に配置された事業用貨物自動車への取付であること
- 請求書等で上記内容が確認できること
- 他機関の助成制度を利用された事業者は必ず助成金額を記入すること  
{ (装置単価) - (国+他の助成金) } × 1/3 = 三協の助成金(千円未満切捨て)

1台につき上限6万円

上記の車両に間違いなく装着したことを証明いたします。

平成 年 月 日

車番が同じでもクーラーとヒーターは別々にご記入ください。

(例) 交通共済・国交省の助成金など

### 装着事業者記入欄

取付事業者名	
担当者名	
連絡先	